

令和8年度恋カナ！プロジェクト事業業務委託仕様書

1 趣旨

結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、婚活イベントや結婚・婚活に関するセミナー、個別相談（以下、「婚活イベント等」という。）を実施し、出会いの機会を創出するとともに、結婚支援コンシェルジュ事業を通じて、地域の結婚支援の取組向上や拡充を図るほかマッチングアプリの安心安全な利用促進に向けた取組を行う。

また、ライフデザインセミナーを開催し、若い世代が結婚、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描くことができるよう、自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ将来のライフイベントについて考える機会を設ける。

あわせて、本事業全体をより広く普及するようインターネット広告等を行う。

2 事業概要

(1) 婚活イベント事業（結婚・婚活に関するセミナー及び個別相談を含む）

ア 概要

・婚活イベント

県内在住の18歳以上の独身男女を対象に、婚活イベント15回以上（内1回以上eスポーツ婚活、1回以上昭和100年関連の婚活を含む）を実施することとする。婚活イベントの実施にあたっては、市町村・民間企業・その他団体等（以下、「市町村等」という。）の催しや施設を活用し、次年度以降、当該市町村等が自走して婚活イベントの実施を検討してもらうための工夫（例：婚活イベントの企画協力、当日の立会い等）をすることが望ましい。

各回定員を超える申込みがあった場合は、抽選により参加者を決定する。対象年齢や実施時期・場所等については、受注者と発注者の協議の上、決定する。

（ア） eスポーツ・昭和100年以外の婚活イベント（13回以上）

地域の偏りがないよう開催を行う。なお、市町村から連携希望があった場合は優先的に開催地域として検討を行う。

・ 令和7年度の連携実績例

寒川町（寒川神社散策、ねりきり制作体験）
大和市（コミュニケーションゲーム、チアヨガ体験）
開成町（日本酒試飲体験）



（イ） eスポーツ婚活（1回以上）

ゲームの要素を取り入れた婚活イベントを実施する。なお、使用するゲームソフトや機械等の種類は問わないが、ゲームを通じて男女の交流が盛り上がるような企画とする。

また、ゲームソフト使用及び画像の利用許諾は、受注者において行うこととし、使用するゲームソフトは複数でもよい。チラシ作成等の広報では、使用するゲームソフトの画像を1つ以上掲載することとする。

(ウ) 昭和 100 年関連の婚活（1回以上）

昭和のあゆみや、当時の文化を認識できるような内容を盛り込んだ、昭和 100 年の節目らしい婚活イベントを実施する。

- ・ 結婚・婚活に関するセミナー及び個別相談

婚活イベントの参加者を対象として、婚活イベントの事前又は事後等に、結婚・婚活に関するセミナー（以下、「セミナー」という。）及び個別相談を実施する。参加者の約 8 割以上の人数が、セミナーと個別相談の両方に参加できるよう利用しやすい仕組みを設定する。ただし、参加は任意とする。

なお、個別相談については、本事業の契約期間が終了するまで、婚活イベントの参加者が隨時対面又はオンラインで相談できる仕組みとする。

イ 業務内容

受注者は、発注者と協議の上、以下の業務を行う。なお、セミナー及び個別相談の業務は、結婚・婚活支援に精通している者（複数人でも可）が行うこととする。

- ① 婚活イベント等に関する企画・調整
- ② 婚活イベント等の参加者受付・連絡業務、当日の運営
- ③ プロモーション活動（チラシ作成、インターネット広告、SNS 等）
- ④ 参加者へのアンケート実施・集計
- ⑤ 実施報告書・イベントレポートの作成（各婚活イベント・個別相談実施日から 40 日以内又は令和 9 年 3 月 12 日（金）のいずれか早い日までを目途に作成し、発注者に提出する。）
- ⑥ その他必要な業務

ウ 事業目標

婚活イベントの参加者数 700 名以上…最低実施回数の場合、婚活イベント 50 名規模

エ 婚活イベント等の参加費及び委託対象経費について

・参加費は、適当な金額を設定する。婚活イベント参加者の昼食代、施設入場料、保険料等は、婚活イベントに係る直接経費とみなして参加費として徴収することとし、当該収入を充てて実施する事業経費は契約額から除外する。（あらかじめ、想定する収入額及び当該収入を充てて実施する予定の事業経費を明示し、契約希望金額とは別に見積書に記載する。）

※ただし、婚活イベント開催費の一部として酒類を除く飲料費や、外形的には交通費に相当するものであっても、会場費に相当すると認められる経費（例：バス車内で婚活イベントを行う場合のバス代）は、契約金額に含めることができる。

- ・各回において、参加費の総額は事業経費を上回らないように設定する。

才 その他留意事項

- ・受注者は、婚活イベント等を安全に実施するため、施設や設備を確保し、天候の悪化、不測の事態に対応できる行程内容、スタッフ体制の整備及び周辺環境等への配慮を行い、事故防止に万全を期すこと。
- ・受注者は、何らかの事由により当初の予定どおりに婚活イベント等を実施できなくなった場合、代替案を発注者と協議すること。
- ・婚活イベント等を実施する際には、観光庁からの通知（平成29年7月28日 観観産第173号「自治体が関与するツアーミーティングに係る旅行業法の取扱いについて」）に記載されている内容を遵守すること。

https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics06_000107.html?print=true&css=

- ・より健全な出会い系イベントを実施するため、婚活イベントの参加者確認では、顔写真付き身分証（運転免許証等）の提示を要件とし、独身証明書の提示も推奨すること。

（2）結婚支援コンシェルジュ事業

ア 概要

国・自治体・地域の連携強化を担う専従職員（以下、「結婚支援コンシェルジュ」という。）を配置し、市町村等の結婚支援策へ助言・支援を行うことで結婚支援の取組の向上や拡充を図る。

イ 業務内容

受注者は、発注者と市町村等の協議の上、以下の業務を行う。結婚支援コンシェルジュの業務は、結婚・婚活支援に精通しており、結婚支援に関するイベント等のコーディネートの経験がある者（複数人でも可）が行うこととし、以下、（ア）及び（イ）の訪問先や助言・立会先は、結婚支援コンシェルジュ自身で開拓することを想定している。

（ア）市町村等への訪問、現状把握

市町村等を訪問し、現状把握や課題の対策を検討する。結婚支援を実施していない市町村等に対しては、事業実施に向けた働きかけを行う。働きかけにあたっては、結婚支援コンシェルジュ事業に関するチラシ150部以上を作成し、事業の周知に努めるものとする。なお、チラシの作成にあたっては、事前に発注者と協議すること。

（イ）市町村、企業・団体等の関係先が実施するイベント、セミナー広報への助言・立会等による協力

市町村、企業・団体等の関係先が実施するイベント、セミナーの企画及び開催支援並びに広報への助言・立会等による協力をを行うとともに、必要に応じて、イベントの司会進行や、セミナーの講師を務めることとする。

(ウ) 市町村等の関係先との情報共有

結婚支援に関する取組事例（全国の他自治体や民間企業・団体等の取組も可）をまとめ、必要に応じて市町村等との情報共有を行う。また、県内市町村職員向けの結婚支援に関するセミナー及びワークショップを開催（年1回程度）する。

(エ) 国が実施するコンシェルジュ会議（年1回程度開催予定）への出席

(オ) 活動実績報告書の作成

(ア)、(イ) 及び(ウ) の活動を行った日から40日以内又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日までを目途に作成し、発注者に提出する。

(カ) その他、市町村等の結婚支援策を技術面・情報面から支援するとともに、国・県・市町村等・地域の連携を強化するために必要と認められる業務

ウ 事業目標

- ・対面又はオンラインによる個別訪問市町村数 5市町村以上
- ・対面又はオンラインによる個別訪問民間企業・団体数 5社以上
(前年度と同じ企業・団体に訪問してもよいが、新たな訪問先を5社開拓すること)
- ・市町村等が実施するイベント等に対する助言や立会等数 3回以上

(3) ライフデザインセミナー

ア 概要

若い世代が結婚、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描くことが出来るよう、自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会となるようなセミナーを2回以上開催する。

イ 対象者

県内在住、在学、在勤の若い世代（学生、若手社員等。おおむね20歳代から30歳代を想定。）を対象とし、1回あたりの参加人数の定員は30名以上とする。

ウ 業務内容等

(ア) セミナーの企画、参加者受付、当日の運営

将来、結婚、家庭を持つことの意義や働き方など総合的な理解を深めるための講義を行うとともに、自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れたワークショップを実施する。人生選択は個人の自由に任されるものであるため、一定の価値観を押し付けることなく、男女共同参画やLGBTQ⁺の視点も取り入れ、十分配慮すること。

なお、ワークショップの実施にあたっては、結婚新生活支援事業を実施している市町村職員も運営等に参加することとする。

(イ) プロモーション活動

企画内容に応じて、参加者募集のためのプロモーション活動（チラシ作成・配布、SNSでの発信等）を行う。

(ウ) 参加者へのアンケート実施・集計

セミナー後に、参加者に対して、満足度、意識の変容等に関するアンケートを実施し、セミナーの効果測定を行うこと。アンケートの具体的な内容については、発注者と協議の上決定すること。

(エ) 実施報告書の作成

セミナー実施日から40日以内又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日までを目途に作成し、発注者に提出する。また、実施結果について、恋カナ！サイトに掲載する原稿案を作成する。

(オ) その他セミナー実施に必要な業務

(4) 広告

ア インターネット広告

(ア) 概要

県内全域を対象に、結婚支援情報をまとめたホームページ「恋カナ！サイト」のインターネット広告による効果的な周知広報を企画・実施する。

(イ) 業務内容

恋カナ！サイトを設立していることの広報に加えて、婚活イベント情報及び結婚新生活支援事業の広報、各種セミナー告知を行う。

また、広告バナーの配信を行ったことによる恋カナ！サイト閲覧数の増加傾向を効果検証し、毎月に報告書を提出する。

広告は、契約書締結後に速やかに開始する。

a 恋カナ！トップページの作成

結婚支援情報をまとめたホームページ「恋カナ！サイト」のトップページ

b 婚活イベント情報についてのページの作成

年15回以上開催する婚活イベント及び各種セミナー年3回程度の詳細内容を掲載しているページ

c 結婚新生活支援事業を実施している市町村についてのページの作成

新婚世帯を対象とした結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を補助して、若い層の結婚を後押しする内容を掲載するページ。

(ウ) 事業目標

上記 a 目標クリック数 60,000 回以上

上記 b 目標クリック数 44,000 回以上

上記 c 目標クリック数 7,000 回以上

なお、達成が困難な場合は発注者と協議すること。

(エ) ターゲット

上記 a 県内全域とする。

上記 b 県内在住者で募集イベントごとの年齢要件に該当する方とする。

上記 c 県内在住者のおおむね 20~39 歳の方とする。

なお、より詳細な絞り込みについては、発注者と協議の上決定すること。また、広告の配信開始後の状況により、必要に応じてターゲット等の見直し・変更を行うこと。

(オ) 広告素材

上記 a 1種類以上のバナーデザインを作成し、効果的に活用すること。

上記 b 1種類以上のバナーデザインをイベント毎に作成し、効果的に活用すること。

上記 c 発注者が提供するバナーを使用すること。

ただし、予算の範囲内により多くのバナーデザインを作成することも可とする。また、全てのバナーデザインに、別添の「恋カナ！ロゴ」を使用すること。「恋カナ！ロゴ」及び神奈川県に関する素材（県章等）を除き、発注者からイラストや写真等の提供は原則行わない。

また、完成品に生成 AI で作成した写真等を使用することは禁止とする。

イ 紙媒体の広告

(ア) 概要

県内全域を対象に広報誌掲載やチラシ配布等による効果的な周知広報を企画・実施する。

(イ) 業務内容

婚活イベント及び各種セミナーに応じて、デザインから配布までの業務を行う。

別添「広報用印刷物のデザイン作成に係る受注者の方へのお願い」に記載している「3秒で伝わるデザイン～受け取る人の目線に立った9つのポイント」を踏まえて作成すること。

(ウ) 事業目標

- a 県が指定する広報誌（看護・介護・保育等）1つ以上に婚活イベント情報を掲載すること。なお、広報誌の掲載料は委託料に含まれるものとする。
- b 婚活イベント事業全体のチラシを1つ以上作成すること。
- c 婚活イベント及び各種セミナー毎にチラシを30枚～100枚程度作成し、配架を行うこと。

(エ) ターゲット

上記 a 広報誌を閲覧する方とする。

上記 b 県内全域とする。

上記 c 県内在住者で募集イベントごとの年齢要件等に該当する方とする。

なお、より詳細な絞り込みについては、発注者と協議の上決定すること。

(オ) 広告素材

上記 a 1種類以上のチラシデザインを作成し、効果的に活用すること。

上記 b 1種類以上のチラシデザインを作成し、効果的に活用すること。

上記 c 1種類以上のチラシデザインをイベント毎に作成し、効果的に活用すること。

ただし、予算の範囲内により多くのデザインを作成することも可とする。また、全てのデザインに、別添の「恋カナ！ロゴ」を使用すること。「恋カナ！ロゴ」及び神奈川県に関する素材（県章等）を除き、発注者からイラストや写真等の提供は原則行わない。

また、完成品に生成AIで作成した写真等を使用することは禁止とする。

(カ) 業務成果物

上記 a 電子データを発注者へ提出する。なお、広報誌への掲載手続きは受注者側で行う。

上記 b 第1回婚活イベントの募集開始日までに、電子データを発注者へ提出する。

上記 c 婚活イベント及びセミナーの各イベントの募集開始日までに、電子データを発注者へ提出する。

(キ) その他留意事項

広報誌掲載費用が発生する場合は、契約金額に含まれるものとする。

チラシの作成に当たっては、事前に発注者と内容を協議すること。

(5) マッチングアプリ利用促進連携事業

ア 概要

- マッチングアプリに関する特典（以下、「アプリ特典」という。）の配布

前項（1）の婚活イベント申込者及びマッチングアプリに関するセミナー申込者のうち、希望者を対象にアプリ特典を配布する。アプリ特典は、神奈川県と連携協定を締結している事業者（以下、「連携事業者」という。）から提供されたものに限ることとし、配布時期や方法については、発注者、受注者及び連携事業者の協議の上、決定する。

- マッチングアプリに関するセミナー（以下、「アプリセミナー」という。）

県内在住の18歳以上の独身男女を対象に、対面又はオンライン方法によりアプリセミナーを年1回実施する。定員は100名程度（対面のみで実施する場合は、定員50名程度でも可とする。）とし、定員を超える申込みがあった場合は、抽選により参加者を決定する。なお、アプリセミナーには、連携事業者が参加することを想定している。

・マッチングアプリに関する記事の作成・編集作業

恋カナ！サイトに掲載されているマッチングアプリに関する記事（2～3件程度）を作成・編集する。

イ 業務内容

受注者は、発注者と協議の上、以下の業務を行う。

- ① アプリ特典及びアプリセミナーに関する企画・調整
- ② 婚活イベント申込者及びアプリセミナー申込者へのアプリ特典の希望調査、希望者への配布業務（年16回以上）
- ③ アプリセミナー参加者の募集受付・連絡業務、当日の運営（年1回）
- ④ マッチングアプリに関する記事の作成・編集（2～3件程度）
- ⑤ プロモーション活動（チラシ作成、インターネット広告、SNS等）
- ⑥ 参加者へのアンケート実施・集計
- ⑦ 実施報告書・イベントレポート等の作成（実施日から40日以内又は令和9年3月12日（金）のいずれか早い日までを目途に作成し、発注者に提出する。）
- ⑧ その他必要な業務

ウ その他留意事項

イベントレポート等については、記事又はアーカイブ配信等形式を問いません。

（6）恋カナ！サイト及び恋カナ！SNS（X（旧Twitter）、Facebook、Instagram）の運営

ア 概要

恋カナ！プロジェクト事業の周知を図るため、恋カナ！サイト及び恋カナ！SNS（X（旧Twitter）、Facebook、Instagram）（以下、「SNS」という。）を運営し、ウェブページの作成・編集及び情報発信を行う。なお、各種運営にあたっては、仕様書別紙1「ウェブサイト作成・管理における特記事項」及び仕様書別紙2「ソーシャルメディアのアカウント運用ポリシー」を遵守する。

イ 業務内容

受注者は、発注者と協議の上、以下の業務を行う。

- ① 恋カナ！サイトのリニューアル作業（年1回：6月上旬まで）
- ② 婚活イベント情報に関するウェブページの作成・編集、SNS発信（年15回以上）
- ③ 婚活に役立つ情報の動画及び婚活イベント当日の流れが分かる動画の作成・編集（2件以上）
- ④ 結婚支援コンシェルジュ情報に関するウェブページの作成・編集（年1回）
- ⑤ マッチングアプリ情報（記事・セミナー）に関するウェブページの作成・編集、SNS発信（年4回程度）

- ⑥ 市町村等の結婚支援情報に関するウェブページの作成・編集、SNS 発信（年 10 回程度）
- ⑦ 結婚新生活支援事業の補助金に関するウェブページの作成・編集（年 1 回程度：約 13 市町村分の情報掲載）
- ⑧ 婚活イベントを通じて成婚したご夫婦の報告に関するウェブページの作成・編集（成婚したご夫婦への記事作成に係る取材を含む）
- ⑨ ライフデザインセミナーの情報に関するウェブページの作成・編集（年 4 回程度）
- ⑩ 仕様書別紙 1 に記載しているウェブページのリンク切れ検査の実施（年 2 回：4 月末日及び 10 月末日）
- ⑪ 仕様書別紙 1 に記載している JIS 規格に基づくアクセシビリティ試験の実施（年 1 回程度）
- ⑫ その他必要な業務

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 各種提出物

(1) 事業実施計画書（任意様式）

本事業の契約候補者として選定後、仕様書に基づき速やかに委託事業の計画を定め、事業実施計画書を作成する。事業実施計画書には、以下の項目を明記し、令和 8 年 5 月 29 日（金）までを目途に発注者へ提出すること。

- ① 安全管理体制・管理責任者等の配置、緊急連絡網（県職員の個人連絡先を含む）
- ② 各事業の実施スケジュール

(2) 定期報告書（任意様式）

上・下半期に 1 回ずつ、各事業の実施状況に関する定期報告書を作成する。定期報告書には、以下の項目を明記し、上半期は令和 8 年 10 月 30 日（金）まで、下半期は令和 9 年 3 月 12 日（金）までを目途に発注者へ提出すること。

- ① 各事業の実績まとめ、課題分析とその対策について
- ② 恋カナ！サイトのページビュー数とそのデータに関する分析（月別に集計）

(3) 業務成果物

本事業の業務完了後、以下の業務成果物を令和 9 年 3 月 12 日（金）までを目途に発注者へ提出する。

- ① 事業実施報告書（任意様式）
- ② 撮影した画像や映像データ一式
- ③ その他関係資料及び電子データ一式

5 留意事項

<権利関係>

- (1) 本事業の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む。）を含む一切の権利は、その生じた時から発注者に帰属する。
- (2) 受注者は成果物について著作権人格権を一切行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作権が成果物に含まれている場合、受注者は当該著作権の使用に関する負担金の一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害してはならない。
- (4) 契約期間終了後に、発注者が広報媒体等を活用して活動実績の事後啓発を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合は、その全てを契約金額内に含めることとする。

<その他>

- (1) 情報システムにより婚活イベント参加者申込等の個人情報を取り扱う場合は、対象システムごとに仕様書別紙3「セキュリティチェックリスト」を提出すること。
※なお、裏付け資料を含む対象項目に全て適合していること。上記取扱いは、2事業概要(1)～(6)のうち該当する全ての業務に同様の対応を要するものとする。
- (2) 発注者との連絡業務を除き、本委託事業に関する情報をクラウドサービス等の外部環境に保存してはならない。
- (3) 委託事業の全部又は一部を発注者の承諾を得ずに第三者に再委託することは認めない。
- (4) 業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (5) 発生したトラブルに対しては、受注者が責任を持って対処する。
- (6) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、決定する。

ウェブサイト作成・管理における特記事項

1 サイト運営者の責任表示及び神奈川県共通ロゴ・マークの表示

発注者と協議のうえ、各ページのフッタに発注者の所属名、問合せ先情報及び県公式ウェブサイトであることを示す画像（KIデザイン又は公式バナーリンク（発注者が提供する））を掲載すること。

2 サイトポリシー等の表示

発注者と協議のうえ、サイト運営にあたって以下の項目を表明するページを作成し、サイトトップページもしくは各ページのフッタに当該ページへのリンクを掲載すること。

(1) 禁止事項

(2) 免責事項

(3) サイト内の著作物（著作権）の取扱い

(4) プライバシーポリシー（個人情報等の取扱い）

(5) セキュリティポリシー

(6) ウェブアクセシビリティ方針

なお、「(6) ウェブアクセシビリティ方針」については、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針を採用したうえで、次のように表記すること。

ウェブアクセシビリティへの対応

恋カナ！サイトは、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針

（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/accessibility/accessibility_policy.html）

とのおり、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。]

3 ウェブアクセシビリティへの対応

サイト作成にあたっては、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針

（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/accessibility/accessibility_policy.html）に則り、JIS X8341-3：2016（高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ）（以下、「JIS 規格」という。）の達成基準に対応させ、納品前に全ページを対象に JIS 規格に基づく試験を実施すること。

なお、試験の対象範囲は JIS 規格「JB.1.2 ウェブページ式単位」「d）ウェブページ式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」とする。試験の結果、達成基準に不適合となった場合は、速やかに修正するか、代替手段を用意すること。また、成果物として、JIS 規格に基づく試験結果報告書（達成基準チェックリスト）を提出すること。

4 リンク切れへの対応

公開中のページについて、年2回リンク切れ検査を実施し、リンク切れを確認した場合は、発注者と協議の上、リンク切れを改善する対応を行うこと。また、検査および対応結果を任意の様式で報告すること。

【報告項目】

(1) 総ページ数

(2) リンク切れのあるページ数

(3) 総リンク数

(4) 有効なリンク数

(5) 無効な（リンク切れ）リンク数

(6) 修正済みリンク数

5 ウェブページ作成上の留意事項

- (1) スマートデバイスにも対応するサイトとすること。
- (2) ウェブコンテンツの制作に使用する文字コードはutf-8とする。可読性に配慮するとともに、要素名や部品名を付与する際はメンテナンス性を考慮すること。
- (3) 依存するウェブコンテンツ技術は、WHATWGが策定するHTML Living Standard、W3Cが勧告するCSS2及びCSS3並びにJavaScript (ECMAScript) とすること。
- (4) 前項の技術に対応したブラウザの最新バージョンで正常な表示や操作ができること。
- (5) 閲覧者のクライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのプラグインインストールを行うことなく閲覧できるようにすること。(PDF形式を除く。)
- (6) ウェブページの公開は、納品された電子ファイルを発注者が県ウェブサーバ(<https://www.pref.kanagawa.jp/>)にアップロードすることにより行う。
- (7) 電子ファイル及びフォルダ(URL)の命名に使用できる文字は、小文字の半角英数字並びに半角記号の- (ハイフン) 及び_ (アンダーバー) のみとする。
- (8) .htaccess等の設定ファイルはすべて使用できない。
- (9) htmlファイルを除くすべてのファイル(画像、CSS、JavaScript等。以下「画像ファイル等」という。)は、県が使用するファイルアップロード機能の仕様により、htmlファイル内に存在が記述されていなければアップロードすることができない、CSS、JavaScriptで画像ファイル等を使用する場合には、併せてhtmlファイルにもその存在を記述すること。
- (10) アドレスバーやステータスバーを隠さないこと。
- (11) ウェブページ閲覧者の行動を捕捉する機能を用いないこと。
- (12) JavaScriptにおいてフリーのライブラリを利用する場合は、類似案件での利用実績やメンテナンスの状況(開発コミュニティが活発に動いているか)などについて、十分に検討し、その上で発注者と協議すること。また、利用するライブラリは発注者から割り当てられたディレクトリ配下に格納すること。
- (13) CDNにおいて適切にキャッシュされ、キャッシュヒット率が低下しないコンテンツとすること。
- (14) 成果物、その他の発注者に提供するデータや記録媒体については、納品前に必ずコンピュータウイルス等不正プログラムが混入していないことを確認すること。

ソーシャルメディアのアカウント運用ポリシー

1 Facebookアカウント運用ポリシー

このFacebookは、神奈川県の結婚支援事業「恋カナ！プロジェクト」に関する情報を広くお伝えすることを目的として、神奈川県青少年課が運用しています。

以下のような内容のコメントについては、発言者に断りなく削除することがあります。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・人権侵害となるもの
- ・掲載記事の趣旨に関係のないもの
- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- ・当該事業に関係のない営業活動、政治的活動、宗教活動、その他営利を目的としたもの
- ・虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- ・わいせつな表現を含む不適切な内容を含むもの
- ・その他、神奈川県が不適切と判断したもの

<留意事項等>

- (1) 神奈川県は、投稿されたコメントに対する回答を行いません。また、投稿されたコメントについて、一切の責任を負いません。
- (2) 神奈川県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによってコメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 神奈川県は、当運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。

2 X（旧Twitter）アカウント運用ポリシー

このX（旧Twitter）は、神奈川県の結婚支援事業「恋カナ！プロジェクト」に関する情報を広くお伝えすることを目的として、神奈川県青少年課が運用しています。

<留意事項等>

- (1) 神奈川県は、投稿されたコメントに対する回答を行いません。また、投稿されたコメントについて、一切の責任を負いません。
- (2) 神奈川県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによってコメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 神奈川県は、当運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。

3 Instagramアカウント運用ポリシー

このInstagramは、神奈川県の結婚支援事業「恋カナ！プロジェクト」に関する情報を広くお伝えすることを目的として、神奈川県青少年課が運用しています。

以下のような内容のコメントについては、発言者に断りなく削除することがあります。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・人権侵害となるもの
- ・掲載記事の趣旨に関係のないもの
- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- ・当該事業に関係のない営業活動、政治的活動、宗教活動、その他営利を目的としたもの
- ・虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- ・わいせつな表現を含む不適切な内容を含むもの

- ・本事業の協力団体として登録されている団体以外、又は個人による出会い系や結婚支援に関するもの
- ・その他、神奈川県青少年課が不適切と判断したもの

<留意事項等>

- (1) 神奈川県は、投稿されたコメントに対する回答を行いません。また、投稿されたコメントについて、一切の責任を負いません。
- (2) 神奈川県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによってコメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 神奈川県青少年課は、当運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。

4 恋カナ！サイトURL

恋カナ！サイトのURLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0214/koikana/>

5 お問い合わせ

恋カナ！プロジェクトに関するお問い合わせやご意見・ご要望については、以下URLからお寄せください。

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=6004&accessFrom=>